

【ケアマネージャー新任研修 資料】

65歳以降の障害福祉 サービスの利用について

佐世保市 障がい福祉課

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

障害福祉サービスと介護保険サービスについて

- ① なぜ、介護保険サービスが優先されるのか
- ② 障害福祉サービスと介護保険サービスの関係
- ③ 障害福祉サービスと介護保険サービスの比較
- ④ 障害福祉サービス決定における基本的な考え方
- ⑤ 障がいのある方の介護保険移行に係る手続きの流れ
- ⑥ 障害福祉サービスの利用申請に必要な書類
- ⑦ 介護保険サービスへスムーズに移行する際の注意点、事前対応について
- ⑧ 新高額障害福祉サービス等給付費について

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

①なぜ、介護保険サービスが優先されるのか

社会保障の基本的な考え方

【社会保障制度】

- ・社会保険
- ・社会福祉
- ・公的扶助
- ・保健医療、公衆衛生

あるサービスが公費負担制度でも、社会保険制度で提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「**保険優先の考え方**」が原則となっています。

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

②障害福祉サービスと介護保険サービスの関係

障害福祉サービス	介護保険サービス
サービス等利用計画 (作成者:相談支援専門員)	ケアプラン (作成者:ケアマネジャー)
居宅介護	訪問介護
生活介護	通所介護
短期入所	短期入所生活介護
同行援護・行動援護	—
就労系サービス (就労移行・就労選択支援・A型・B型) 自立訓練	—

※第2号被保険者のうち医療保険未加入の生活保護世帯の方
障害福祉サービスが優先されますが、ケアプラン作成対象者となった場合は
計画が重複するため原則ケアプランのみとなります。

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

③障害福祉サービスと介護保険サービスの比較

障害福祉サービス			介護保険サービス	
介護給付	居宅介護	①身体介護 居宅における入浴介助、排泄介助、食事の介護等	訪問介護	①身体介護 食事や入浴、排せつの介助・洗面、身体整容、更衣介助 等
		②家事援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理といった日常の家事の支援。		②生活援助 居室の清掃や衣類の洗濯、調理、買い物 等
		③通院等介助 通院時または、院内での支援。 (移動時の介護、院内での食事及び排泄介助等)		③通院等乗降介助 ※運転時間中の移送行為そのもの (移送にかかる経費「運賃」)は介護保険の対象ではない。
		④通院等乗降介助 通院時、福祉タクシー等の乗降における支援。		

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

③障害福祉サービスと介護保険サービスの比較

障害福祉サービス		介護保険サービス
介護給付	⑤重度訪問介護 重度障害者に対し、身体介護、家事援助及び移動支援等、総合的にサービスを提供。	該当サービスなし
	⑥同行援護 視覚障害者に対しての外出支援。通院、銀行、役所、買い物、余暇活動等	該当サービスなし
	⑦行動援護 知的障害又は精神障害により行動障害が著しい障害者等であって常時介護を有する者に対して外出時の支援を行う。(外出時の移動、排せつ、食事介助等)	該当サービスなし
	⑧療養介護 医療を必要とする障害者で、かつ常時介護を必要とする方が対象、病院その他の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供。	該当サービスなし

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

③障害福祉サービスと介護保険サービスの比較

障害福祉サービス		介護保険サービス
介護給付	⑨生活介護 常時介護を要する利用者に対し、施設等において、入浴、排泄、食事等の介護を行い、併せて創作活動又は生産活動の機会などのサービスを提供。	⑨通所介護(デイサービス) 通所介護事業所(デイサービスセンター)において、日常生活上の世話や機能訓練等を行う。食事、入浴、レクリエーション、機能訓練、送迎 等
	⑩短期入所 介護している家族等が病気や休養のために介護できない場合に、一時的に施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供。	⑩短期入所生活介護(ショートステイ) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等が、一時的に家庭で支援を受けられなくなり短期間入所している方に、日常生活上の支援や機能訓練を行う。
	⑪重度障害者等包括支援 常時介護を必要とする方で、介護の必要な支援が著しく高い方を対象とし、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供。	該当サービスなし
	⑫施設入所支援 障害者支援施設に入所する利用者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供。	該当サービスなし ※施設入所として類似するものは、特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設等への入所。

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

③障害福祉サービスと介護保険サービスの比較

障害福祉サービス		介護保険サービス
訓練等給付	⑬就労定着支援 就労移行支援等を利用して、一般就労した方に対し、就労に伴う生活上の課題を解決するために、一定期間にわたり事業所や家族との連絡調整等の支援を行う。	該当サービスなし
	⑭自立訓練（機能訓練・生活訓練） 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力の向上のための必要な訓練等を提供。	該当サービスなし ※類似するものとして、通所リハビリテーション（デイケア）
	⑮就労移行支援 一般企業への就労を希望する方に、定められた期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行う。（※65歳以上の方は対象要件あり。）	該当サービスなし
	⑯就労継続支援A型 一般企業での就労が困難な方に働く場の提供や、知識及び能力の向上のため必要な訓練を提供。雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な方（※65歳以上の方は対象要件あり。）	該当サービスなし

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

③障害福祉サービスと介護保険サービスの比較

障害福祉サービス	介護保険サービス
訓練等給付 ①⑦就労継続支援B型 一般企業での就労が困難な方に働く場の提供や、知識及び能力の向上のため必要な訓練を提供。就労経験がある方で一般企業の雇用に結びつかない方や、就労移行支援を利用した結果、B型利用が適当と判断された方。	該当サービスなし
①⑧就労選択支援 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものであり、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方	該当サービスなし
①⑨共同生活援助(グループホーム) 地域で共同生活を営む方を対象に、主に夜間において、共同生活を営む住居でその他の日常生活上の援助を提供。	①⑨認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 独立して日常生活を送ることが困難でグループホームに入所した認知症の要介護者等に対し、少人数で共同生活における介護を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし安定した健やかな生活を送ることができるよう支援。

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

③障害福祉サービスと介護保険サービスの比較

障害福祉サービス		介護保険サービス
地域生活支援	⑳移動支援 屋外での移動が単身では困難な障害者等に対し、外出のための支援を行う。 (例) 買い物、理美容、サークル活動等	該当サービスなし
	㉑日中一時支援 障害者の放課後等の日中における活動の場を確保し、社会に適応する訓練を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援、一時的な休息の提供及び障害者等の介護ができなくなった場合の一時的な保護を目的としている。	該当サービスなし
	㉒訪問入浴 家庭において、入浴が困難な身体障害者に対し、移動入浴車による入浴サービスを行う。	㉒訪問入浴介護 入浴が困難な方の自宅に移動入浴車等で訪問して、入浴の介助を行う。

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

③障害福祉サービスと介護保険サービスの比較

障害福祉サービス		介護保険サービス
計画相談支援	②③サービス等利用計画 相談支援専門員が利用者に対し、困っていることや利用したいサービス、生活の希望や目標などについて話し合い、サービス等利用計画を立てる支援を行う。	②③居宅介護支援(ケアプラン) ケアマネージャーが利用者に対し、ケアプランの作成、介護サービス事業所や市との連絡調整、サービスに関する相談等を行う。
地域移行支援	②④地域移行支援 障害者支援施設入所または精神科病院入院(概ね1年以上)している方に対し、相談支援専門員等が、地域での生活や活動の希望などを聞き、相談に応じるサービス。具体的に、住む場所を探したり、施設や病院から一緒に外出することなど。	該当サービスなし
地域定着支援	②⑤地域定着支援 地域生活を続けるために、特に相談や支援の必要な方に対し、相談支援専門員等が、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等必要な支援を行う。	該当サービスなし

④障害福祉サービス決定における基本的な考え方

●基本的に介護保険サービスが優先であるが、障害者の心身の状況やサービスを必要とする理由は多様であるため、サービス利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握し、申請者が必要とする支援内容を介護保険サービスで受けることが可能かを適切に判断する。

(一律に介護保険サービスを優先とはならない。)

●障害福祉サービス固有のサービス(同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、自立訓練の生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型等)については、介護保険に相当するサービスがないため、状況に応じて利用することができる。

※なお、介護保険による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、障害福祉サービスを利用できる場合がある。

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

④-(1)障害福祉サービスの支給決定者が介護保険対象となったときに優先されるサービス

○：優先されるサービス

サービス内容	介護保険サービス	障害福祉サービス
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 短期入所 生活介護(通所) 自立訓練(機能訓練)	○	△ 介護保険の利用ができない 場合などは継続利用可
生活介護(入所) 療養介護 施設入所支援	○	△ 介護保険の利用ができない 場合や、介護保険適用除外 施設入所者などは継続利用可
共同生活援助	○	△ 介護保険適用年齢前から支 給決定を受けている場合は 継続利用可

- ・ 原則として介護保険を優先
- ・ 障害福祉サービスについて市が適当と認める支給量が、介護保険の支給限度額の制限によって確保できない場合は、その不足分について障害福祉サービスの支給を継続できるものとする。

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

④-(2)すでに介護保険適用の対象になっている人が、新規でサービス利用を希望したときに利用できる障害福祉サービス

○:利用できるサービス

サービス内容	新規申請時点の年齢	
	40～64 歳(16 疾病に該当)	65 歳以上
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 短期入所 生活介護(通所) 自立訓練(機能訓練)	× (介護保険優先)	
療養介護 生活介護(入所) 施設入所支援 共同生活援助	○ (65 歳到達後も継続可)	× (介護保険優先)

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

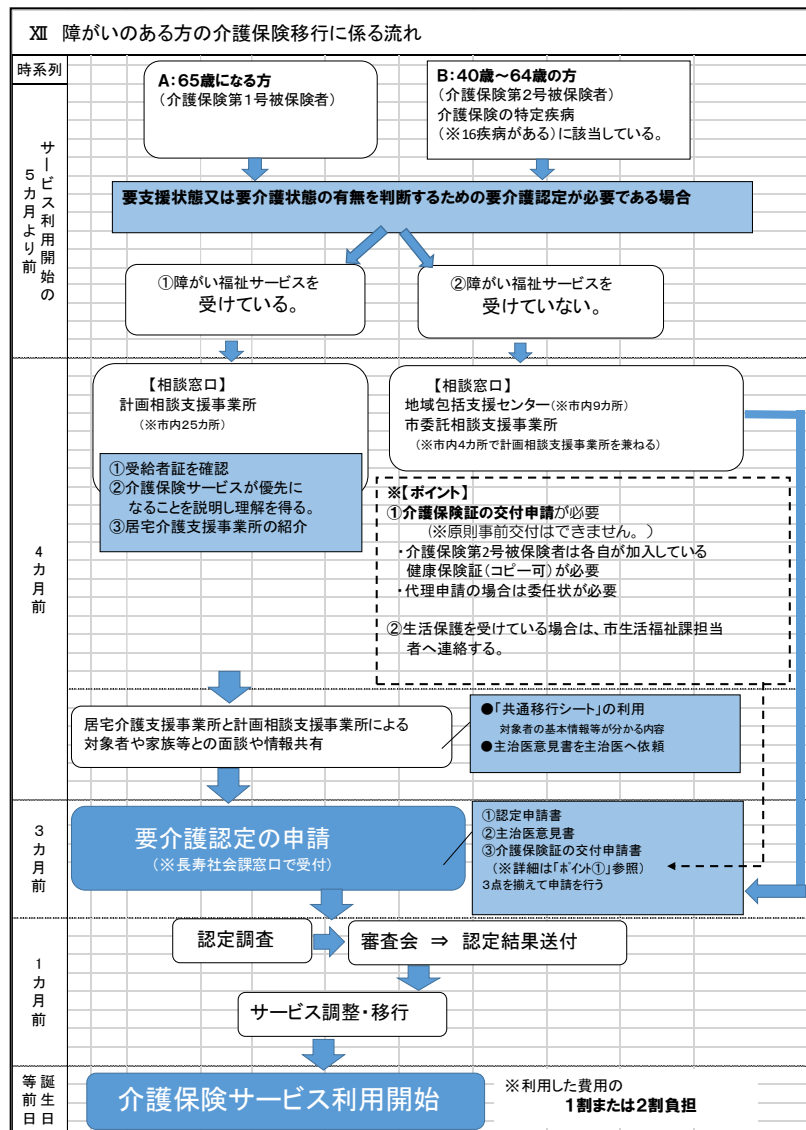
④-(3) 障害福祉固有のサービス

介護保険に相当するサービスがない障害福祉固有のサービスについては、必要に応じて障害福祉サービスの支給決定を行う。

サービス内容	新規申請時点の年齢	
	40～64 歳(16 疾病に該当)	65 歳以上
同行援護 行動援護	○ 通院等にかかる支援は介護保険優先	
宿泊型自立訓練 自立訓練(生活訓練)	○	
就労移行支援	○	×
就労選択支援	○	△
就労継続支援A 型	○	×
就労継続支援B 型	○	△
地域移行支援 地域定着支援	○	

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

⑤障がいのある方の介護保険サービス移行に係る流れ



◆障害のある方の介護保険移行に係る流れ
佐世保市ホームページに掲載

【掲載場所】

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/syogai/keikakusoudan.html>

ホーム＞健康・福祉＞福祉＞障がい者福祉＞介護・訓練等＞
計画相談支援・障害児相談支援について

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

⑤障がいのある方の介護保険サービス移行に係る流れ

共通移行シート		※本シートは、勘案事項整理票等と一緒に使用するものです。支援が必要な項目に、全介助・助や有無などを記入し、詳細をご記入ください。	
氏名		町名	男・女 生年月日 (M・T・S・H)
健康 管理 状況	視力障害		
	聴力障害		
	夜間の不眠		
	歯磨きの習慣		義歯 ☐ 上 ☐ 下 ☐ 総 ☐ 部分
	口腔の問題	☐ 歯が合わない ☐ 虫歯 ☐ 口内炎 ☐ 口臭 ☐ その他()	
嗜好	喫煙 本/日喫煙歴(年) 飲酒 合 (種類や量)		
社会 的 活動 状況	金銭管理		
	薬の管理		
	炊事・家事 (買物、調理、掃除、洗濯等)		
	屋外活動 (町内会、老人会等への参加含む)		
趣味や楽しみ			
居住環境		住宅形態	住宅改修
障害となる環境		寝具の形態	
A D L	項目	日常の状況	
	移動動作		
	起居動作		
	食事摂取 (回数・分量・栄養など)		
	食事形態		
	嚥下状態		
	排泄		
	入浴		
	着替え		
	整容		
精 神 状 況	短期記憶障害		
	意志決定の認知障害		
	意志の伝達障害		
	幻覚・幻聴		
	暴言・暴行		
	徘徊		
	異食行動		
	妄想		
	性的問題行動		
	昼夜逆転		
	介護への抵抗		
	不潔行為		
	不安症状		
	その他		
担当者所見			
相談支援事業所名		担当者名	

◆共通移行シート

佐世保市ホームページに掲載

【掲載場所】

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/syogai/keikakusoudan.html>

ホーム＞健康・福祉＞福祉＞障がい者福祉＞介護・訓練等＞
計画相談支援・障害児相談支援について

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

⑤障がいのある方の介護保険サービス移行に係る流れ (ケアプランとサービス等利用計画作成の関係)

【参考資料】

◆相談支援に関するQ&A(令和3年4月8日) 厚生労働省

【問26】

介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。

【答】

市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。

「市町村が必要と認める場合」とは、**基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成するべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。**

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

⑥障害福祉サービスの利用申請に必要な書類

ケアプラン(利用者基本情報及び計画書)と一緒に以下の書類の提出をお願いします。
必要に応じて、サービス利用表やサービス利用表別表を求めることがあります。

サービス種別	必要な書類
【全サービス共通】 (新規・更新)	申請書（様式第1号） 同意書
居宅介護（通院等介助） （通院支援において、病院内まで支援が必要な場合のみ）	院内介助チェックシート
同行援護	同行援護アセスメント票
地域生活支援事業 （移動支援）	地域生活支援事業利用申請書 同意書

【申請書類の掲載場所】

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/syogai/keikakusoudan.html>

ホーム＞健康・福祉＞福祉＞障がい者福祉＞介護・訓練等＞
計画相談支援・障害児相談支援について

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

⑦-(1) 介護保険サービスへスムーズに移行する際の注意点

- 障害と介護で制度上の考え方の違いから、障害区分と介護認定に差が生じ、サービス自体の支給量の上限が少なくなる場合がある。
- 介護保険サービスで不足する支給量については、障害福祉サービスでの支給を検討することになるが、各サービスによって基準があり、それぞれ個別検討となるため、必ず障害福祉サービスで支給決定される訳ではない。
- 障害福祉サービス固有のサービス(特に訓練系のサービス)については、サービスの必要性を再度精査することになるため、全てがそのまま継続して支給決定される訳ではない。

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

⑦-(2) 介護保険サービスへスムーズに移行する際の事前対応

●介護保険サービスと、障害福祉サービスの制度の違い、支給決定の考え方の違いから、サービス支給量の上限が少なくなる場合があるため、介護サービス移行前から、利用者に対してサービスの違いの意識づけを行う。

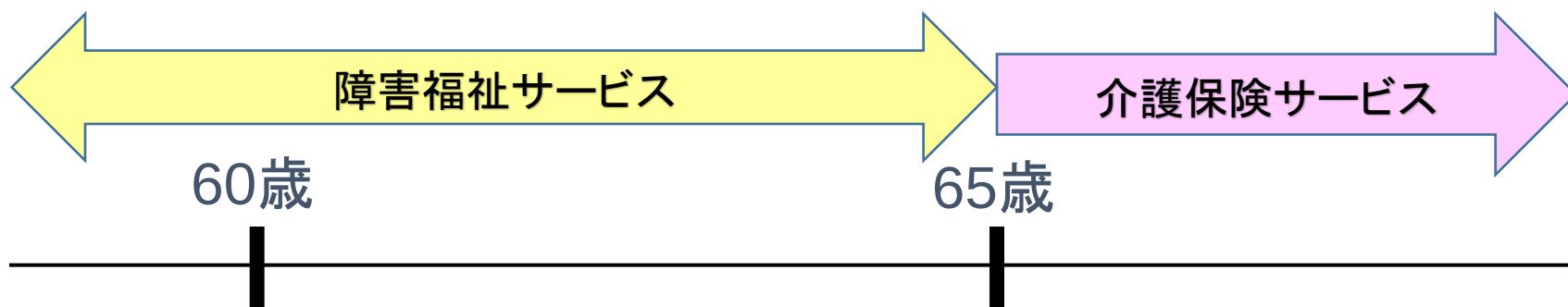
●障害福祉サービスによっては、介護サービス移行後は利用できなくなったり、利用する支給量が少なくなったり、障害福祉サービスで支給追加ができない場合があるため、介護保険サービス移行前から、障害福祉サービスの見直しを行う。

●相談支援事業所、佐世保市(障がい福祉課、長寿社会課)と連携し、**早め早めに移行準備**を行う。

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

⑧新高額障害福祉サービス等給付費について

一定の条件を満たした高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組み



- ◆65歳に達する日前5年間にわたり、以下のサービスの支給決定を受けていたこと
居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所
- ◆障害支援区分2以上
- ◆低所得または生活保護世帯
- ◆65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったこと

- ◆要介護の方
- ◆低所得または生活保護世帯
- ◆対象のサービス
**訪問介護・通所介護
地域密着型通所介護
短期入所生活介護
小規模多機能型居宅介護**

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

障害福祉サービスに関する相談窓口

佐世保市障がい福祉課：TEL 0956-24-1111